

平成30年7月豪雨災害に関する緊急要望

台風第7号及び梅雨前線等による豪雨は、西日本を中心として全国各地に甚大な被害をもたらしている。

この豪雨により、河川の氾濫、堤防の決壊、土砂崩れ等重大な災害が発生し、多くの尊い命が奪われたほか、多数の住民が避難生活を余儀なくされ、厳しい生活が強いられている状況の中、家屋の全半壊、道路・鉄道の損壊、電気・水道といったライフラインの寸断により、住民の不安は日増しに増大しているうえ、農林水産業や地場産業に大きな被害が発生し、住民生活に重大な影響を及ぼしている。

今後、被災町村では、復旧作業に全力で取り組むこととなるが、財政基盤の脆弱な町村においては、災害復旧に充てる経費にも限度があり、その対応には困難を極めるものとなる。

よって、平成30年7月豪雨災害については、早期の被災者支援及び復旧対策を進めるとともに、地域の住民の安全確保を図るため、次の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 激甚災害の早期指定
今回の豪雨災害を激甚災害法に基づく激甚災害に早期に指定すること。
- 2 被災地との連携の強化
早期の被災者支援及び復旧を進めるため、被災地の状況をしっかり把握して速やかな対策を講じるために、被災地との連携を一層強化すること。
- 3 被災町村への支援の強化
被災町村においては、避難所生活の環境整備をはじめ、被災者の救援について支障を来たすことないよう、あらゆる手段を講じ、被災町村への支援を強化すること。
また、普通交付税の繰り上げ交付について早期に対応いただいているが、今後の災害救援、災害復旧などの財政需要に対しては、特別交付税等において十分な措置を講じること。

4 被災者支援施策の充実・強化

豪雨により生活基盤を失い、厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、保健・医療・福祉、教育など生活全般にわたるきめ細かい支援を機動的に実施すること。

5 ライフライン等の早期復旧

被災者の避難生活や今後の生活復旧にあたっては、電気、水道や通信環境等のライフラインは必要不可欠であることから、一刻も早い復旧に向けた最大限の支援を行うこと。

また、今回の豪雨により大きな被害を受けた道路・橋梁等の公共土木施設、農林水産業施設、学校教育施設等の早期復旧と財政措置を含めた支援措置を講じること。

6 被災自治体に対する人的支援

県内外から人的支援として行われている職員派遣については、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

平成30年7月19日

全国町村議会議長会